

第 8 号議案

豊後大野市行政不服審査会条例の制定について

豊後大野市行政不服審査会条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、豊後大野市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する機関（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審査会の名称は、豊後大野市行政不服審査会とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	特に専門知識を有する者	日額	8,800円
	その他の者	日額	4,600円